

民間団体・企業等が実施する保健・体育的事業に関する 後援名義使用の事務取扱要領

第1 趣 旨

民間団体・企業等が実施する保健・体育的事業（以下「事業」）に対し、島根県教育委員会（以下「委員会」）が、共催または後援名義使用を承認する場合には原則としてこの要領に定めるところによる。

第2 用語の定義

- 1 「共催」とは、県教育行政を推進する立場から、奨励の意を表するとともに、主催者の一員として、当該行事の企画及び運営等に参画する場合をいう。
- 2 「後援」とは、委員会以外の者が主催する当該行事に対して、委員会として県教育行政を推進する立場から、奨励の意のみを表する場合をいう。

第3 共催の基準

民間団体・企業等からの申請による共催は、従前の取り扱いにより承認した事業と同一と認められる事業を除き、新規事業は原則としてこれを承認しない。

第4 後援の基準

- 1 体育・スポーツ、学校保健・食育・給食の普及振興に寄与すると認められるものであり、衛生・安全・事故防止等について十分配慮されていること。
- 2 特定地域を対象とせず、概ね全県的性格として認められるもの。
- 3 営利を目的とするものでないもの。
- 4 特定の流派、個人、宗教団体又は政治団体の宗教活動又は政治活動にかかわらない事業であるもの。
- 5 特定の主義、主張に関しないと認められるもの。
- 6 その他、共催又は後援することが適当と認められるもの。

第5 後援する行事内容

- 1 体育・スポーツ、学校保健・食育・給食の指導者が参加する研修会・講演会等。
- 2 広く県民が参加する体育・スポーツ大会等の競技会等。
- 3 児童、生徒が参加する競技会・教室・練習会及び講習会等。
- 4 その他、前記の基準に合致し、共催・後援の必要が認められるもの。

第6 事務処理手続き

- 1 後援の承認は、提出された申請書（様式1）及び関連資料を審査の上、これを行う。
申請書に添付すべき資料はおおむね次のとおり。
 - (1) 団体概要資料（設立目的及び活動内容等。明らかな時はこの限りでない）
 - (2) 事業概要資料（事業内容・参加料等を盛り込んだ実施要領・企画書、予算書）
- 2 事業終了後は実施報告を求める。

（平成24年4月11日保健体育課長決裁）